

# ご存じですか？令和6年4月から 相続登記が義務化されます！

相続登記が義務化される制度は、令和6年4月1日から  
スタートします。新しい制度では、**正当な理由がないのに、  
不動産の相続を知ってから3年以内**に相続登記の  
申請をしないと、10万円以下の過料が課される可能性が  
あります。

詳しくは法務省ホームページ

民事基本法制の見直し



## あなたの相続手続を応援します！ 法定相続情報証明制度

法定相続人が誰であることを証明する制度です。**手数料は無料**で必要  
な通数を交付します。相続手続がいくつもある場合にお勧めです。  
手続が同時に進められます。



詳しくは法務局ホームページ

法定相続情報証明制度



お電話での詳しいお問合せは  
鹿児島地方法務局鹿屋支局  
鹿児島地方法務局曾於出張所

TEL (0994) 43-6790  
TEL (099) 482-0047



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

健康保険課からのお知らせ

## 国民健康保険の届け出について

### ●国民健康保険（国保）の届け出

#### 被保険者証とは？

被保険者証（保険証）は、錦江町の国民健康保険（国保）に加入していることを証明するものです。国保に加入する方、脱退する方、保険証の記載内容に変更がある方は14日以内に手続きを行う必要があります。

#### 国保の加入手続きが必要な要件

- ・錦江町へ転入してきた時（引っ越しなど）
- ・子供が生まれた時
- ・職場の健康保険をやめた時（退職など）
- ・生活保護を受けなくなった時
- ・職場の健康保険の被扶養者でなくなった時



※加入する届け出が遅れると、加入すべき日に遡って保険料が発生し支払っていただくことになる上、罰則が科せられる場合もあります。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

#### 国保の脱退手続きが必要な要件

- ・錦江町から転出する時（引っ越しなど）
- ・国保加入者が死亡した時
- ・職場の健康保険に加入した時（転職など）
- ・生活保護を受けるようになった時
- ・職場の健康保険の被扶養者になった時



※脱退手続きが遅れると保険料の減額や還付ができない場合があります。また、罰則が科せられる場合もあります。

※国保の資格がなくなったときは錦江町の保険証は使用できません。新しい健康保険加入後に国民健康保険証を使って受診した場合は、医療費の返還手続き（錦江町が負担した医療費の支払い）が必要になります。

#### 加入・脱退以外で手続きが必要な要件

- ・錦江町内で転居した時
- ・世帯を分けたり、一緒にした時
- ・国保世帯にいない方が、修学のため町外に住所を定める時
- ・保険証が汚れて使えなくなった時
- ・氏名が変わった時
- ・世帯主が変わった時
- ・保険証を紛失した時

●届け出先 本庁 健康保険課 ☎ 22-3041  
支所 住民生活課 ☎ 25-2511